

2020年4月28日

学生の皆さんへ

札幌保健医療大学
学長 小林 清一
(危機管理委員長)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う遠隔授業の実施について

学生の皆さんには、新型コロナウイルスに関して感染防止の徹底、不要不急の外出の自粛、「3つの密」回避の徹底を幾度かにわたりメール等で注意喚起を行ってきました。しっかりと守って健康的な生活を送っているでしょうか。

さて、皆さんもご存知のとおり、国は特別措置法に基づいて、4月16日付で全国を対象とした「緊急事態宣言」を発出し、北海道を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。

指定を受けた北海道においては、新型コロナウイルス感染症の流行は拡大の一途で、札幌市でも病院でのクラスターの発生、10代学生の発症も報告される状況です。まさしく、私たちは経験したことのない未知のウイルスとの闘いを強いられているといえます。

このような状況の中、本学は学生の皆さんの安全確保を第一と考え、インターネットを利用した「遠隔授業」の導入を決定しました。対象は、5月18日より開始する前期の授業で、対面での展開を要する実習・実験を除いた全授業科目となります。

すでに実施した学生一人ひとりの学修環境調査の結果、次の方法で「遠隔授業」を実施いたします。

- ① パソコン等とインターネット環境が整っている学生は自宅学修とする。
- ② インターネット環境は整っているがパソコン等を持っていない学生は、大学から貸与されるノートパソコンを使用しての自宅学修とする。
- ③ インターネット環境が整っていない学生は大学に登校し、情報処理室等での学修とする。

また、前期期間における正規の授業時間数を確保するために、夏休み期間や土曜日の開講、さらにシラバス（授業計画）の一部変更もあります。

以下については、学生の皆さんへの注意事項です。

- (1) 「遠隔授業」は、看護学科1・2年次生および栄養学科の全学年については、当面はすでに配付している前期の授業時間割に基づいて行いますので、学生の皆さんは時間割に沿って受講し、規則正しい学修をお願いします。看護学科の3・4年次生はあらためて5月18日からの予定をお知らせします。
- (2) 教科書を大学に取りに来る、あるいは「遠隔授業」のために大学から貸与されるパソコンを取りに来る学生の登校については、4月30日までにOffice365に登校日程等を掲載します。必ず確認してください。
- (3) 登校の際には、登校日の4日前から発熱がなく（37.0℃未満）風邪症状もないことが登校の条件となりますので、必ず「体調管理表」を事務局学務課に持参してください。
- (4) パソコンの送受信テストを連休明けに行いますので、準備をお願いします。送受信テストを行わないと「遠隔授業」が受けられず欠席扱いになることがありますので、注意してください。

4月29日から大型連休が始まります。すでに、注意喚起されていますが、不要不急の外出の自粛、旅行の原則禁止について厳守してください。一人の責任ある行動が他の人の命を守ることを忘れずに。

不明な場合の連絡先：事務局学務課 (Tel. 011-792-3350)

以上